事業中断保険における新型コロナウイルスの影響: Financial Conduct Authority のテストケース②

ウイリス・タワーズワトソン JGPG Europe
2021 年 2 月

新型コロナウイルスから生じる関連損失を事業中断保険で補償できるのか? 昨年の 10 月号ニュースレターにてイギリスにおける英金融行為監督機構（Financial Conduct Authority (FCA)）が被保険者を代表して起訴したテストケース (The Financial Conduct Authority v Arch and Others 2020) をご案内しました。高等法院は FCA を支援する判決を下しましたが、判決は保険会社に控訴され、最高裁判所に上訴されました。今回のご案内は最高裁判所の判決をまとめたものとなります。

Key Timeline:

- 2020年 6月10日 ロンドン高等法院での手続き開始
- 2020年 7月20日 テストケース開始
- 2020年 9月15日 高等法院の判決発表
- 2020年 11月16日 最高裁判所に上訴
- 2021年 1月15日 最高裁判所の判決発表

Details

9月15日に、高等法院は事業中断保険（BI）の主要問題に関してFCAを支持する判決を下しました。その後、テストケースに参加していた8社の保険会社の中、6社が控訴しました。(このうち2社の保険会社はその証券文言がテストケースに適用されないと判決が出たため、控訴しませんでした。)
テストケースの重要さを踏まえ、控訴院を飛び越え、最高裁判所にて 4 日間にわたり審議され、2021 年 1 月 15 日、判決が下されました。最高裁判所は概ね、高等法院と同じ結論へとたどり着きました。

議論されていた事業中断保険における条項の判決

Notifiable Disease (ND)
(感染症特約)

当特約は補償対象物件で発生した感染のみ適用されるのか、もしくは近隣の発生をも含むように拡張定義されているのかが主に議論されました。最高裁判所は、「近隣（Vicinity）」での発症が発動条件として含まれている文言に関しては、関連する「近隣」または証券における半径内でのコロナウイルスの感染は、法律上、因果関係の条件を満たすことになるとの決断に至りました。(検討されていた文言には一番広い範囲でも半径25マイル、一般的には半径5マイルが多く適用されています) 従って、補償対象物件または近隣でコロナウイルスの病例があった場合、特約の対象となる可能性が高いと定められたことになります。その場合、「Vicinity（近隣）」の定義を確認する必要があります。

Prevention of Access/Public Authority
(財物損壊を伴わない使用不能損害事故補償特約)

当特約はウイルス感染に関して、免責、もしくはサイレントという場合が一般的です。通常、該当する法定機関の指示で企業の拠点が閉鎖されたために発生した喪失利益等が補償されることになります。

最高裁判所は、Prevention of access条項に関して、高等裁判所の定義よりもより容易に発動されるとの判決を下しました。政府の指示による閉鎖のみで発動条件が満たされると最高裁判所が判断したことになります。 また、ビジネスにおける（たとえば、レストランが持ち帰りサービスのみに制限される等）施設の一部にアクセスできなくなった場合も特約が発動すべきとの判決が下されました。

Trends clause
(トレンド条項)

トレンド条項は、事業中断保険の一環で、請求保険金額の算出において適用される手法です。当条項において、請求対象となっているリスクとは無関係な事由によって発生している収益の自然減少は補償されません。

例：あるミシュランレストランで有名なシェフが退職したことにより、収益が30%減少しました。同時期に、コロナウイルスによりレストランを閉鎖し、補償対象となっていた場合、保険会社はコロナウィルスによる遺失利益を担保しますが、シェフが退職したことによる30%の遺失利益を担保することはありません。

事業中断保険の約款に、Non damage の特約が付保されていることはよくありますが、新型コロナウイルスによる損害を補償する保険会社は数少ないと FCA では認識しています。その理由は、Notifiable disease の特約では、一般的に保険会社が指定した特定感染症のみが対象となっているためです。また、パンデミックによる損害は完全免責（対象外）となっている証券約款もあります。従って、新型コロナウイルスは補償対象には含まれません。そのため、実際にテストケースの対象となる被保険者数は少ないと考えられます。

もしも、該当する可能性がある場合でも、約款内の定義や補償内容の読解が必要になるため、ブローカーもしくは、アドバイザーへ照会されることを推奨します。

裁判手続の詳細については、以下のサイトをご参照ください。

https://www.fca.org.uk/news/press-releases/result-fca-business-interruption-test-case

この内容は 2021 年 1 月 26 日の情報を基に作成しています。

About Willis Towers Watson

Willis Towers Watson (NASDAQ: WLTW) is a leading global advisory, broking and solutions company that helps clients around the world turn risk into a path for growth. With roots dating to 1828, Willis Towers Watson has 45,000 employees serving more than 140 countries and markets. We design and deliver solutions that manage risk, optimise benefits, cultivate talent, and expand the power of capital to protect and strengthen institutions and individuals. Our unique perspective allows us to see the critical intersections between talent, assets and ideas — the dynamic formula that drives business performance. Together, we unlock potential. Learn more at willistowerswatson.com

Copyright © 2020 Willis Towers Watson. All rights reserved.